



Daiwa House[®]
Group

N e w s R e l e a s e

2020年4月21日

報道関係各位

大和リビングマネジメント株式会社
代表取締役社長 明石 昌
東京都江東区有明 3-7-18

新型コロナウイルスの影響に伴う賃料支払猶予措置実施

大和ハウスグループの大和リビングマネジメント株式会社（本社：東京都江東区、代表取締役社長：明石 昌）は、子会社の大和リビング株式会社が管理する物件において、このたびの新型コロナウイルス感染拡大防止対策により収入に著しい影響を受けられたご入居者を対象に、以下のとおり賃料の支払猶予措置を実施することとしました。

すでに国土交通省は3月31日、不動産関連団体を通じて、状況に配慮した柔軟な措置の実施を検討するよう要請しています。

当社では今後も、行政の助成金や給付金制度等を鑑み、引き続きご入居者への支援を顧慮してまいります。

●賃料支払猶予措置

- ・対象者 オーナー様より当社が一括借上システムで管理を受託し、転貸している賃貸住宅にご入居中で、新型コロナウイルスの影響に伴い、賃料の支払猶予をご希望される方
 ※個人契約・法人契約いずれも可
- ・対象期間 上限3ヶ月分（期間は任意）
- ・対象賃料 任意期間の月額家賃、駐車場代、共益費
- ・猶予措置 申込時より最長24ヶ月間で分納
 ※24ヶ月以内にご解約される場合、退去時に一括でご精算願います。
- ・申込期限 2020年6月30日
- ・申込方法 4月23日より、大和リビング株式会社の公式サイトにてご案内いたします。
<https://www.daiwaliving.co.jp/>

以上

報道関係／お問い合わせ先

大和リビングマネジメント株式会社
賃貸事業推進部 広報・販促グループ 代表アドレス: sp@daiwaliving.co.jp
TEL : 03-5500-6513 FAX : 03-5500-6555
※在宅勤務中のため、メールにてお問い合わせ願います。